緑の基本計画編

3　緑地の保全及び緑化推進に関する具体的施策の検討

緑のまちづくりに関する施策体系

■　施策体系

基本方針1　緑をまもる	
基本施策	主な施策・事業
1-1 生物多様性に資する緑の保全	(1)希少な生息・生育地の保全 (2)二村山緑地の保全
1-2 農地の保全	(1)優良農地等の保全 (2)都市農地の保全
1-3 水辺環境の保全(河川、ため池)	(1)河川の水辺環境の保全 (2)ため池の水辺環境の保全
1-4 身近な緑地の保全	(1)民有地等における緑地の保全 (2)市民緑地制度を活用した緑づくり

基本方針2　緑をはぐくむ	
基本施策	主な施策・事業
2-1 質の高い公園・緑地の創出	(1)拠点となる公園・緑地の魅力向上 (2)身近な公園等の整備・機能再編・集約
2-2 街路樹の適正な維持管理	(1)街路樹の適正な維持管理
2-3 民有地・公共用地での緑化推進	(1)民有地の緑化推進 (2)公共用地の緑化推進
2-4 市民との協働による緑づくり	(1)フラワーボランティア制度の推進 (2)花いっぱい運動の推進 (3)緑の募金活動の推進 (4)市民と共に愛着を持って育む公園づくり

基本方針3　緑をいかす	
基本施策	主な施策・事業
3-1居心地の良い都市空間への活用	(1)居心地の良い都市空間への活用
3-2 交流・賑わい創出への活用	(1)歴史文化振興・観光振興への活用 (2)多様な主体による交流促進への活用

1 緑を守る

保全

～次の世代へ継承する緑～

公園・緑地をはじめ、樹林地や農地、水辺等を保全することで、生物多様性の確保や緑が有する防災・減災機能などを発揮させ、後世にわたって豊かな緑を享受できるよう、緑をまもります。

1－1 生物多様性に資する緑の保全

(1)希少な生息・生育地の保全

市指定天然記念物「大狭間湿地」は東海丘陵要素の接点に位置し、絶滅危惧種を含む多くの希少な動植物が生育する都市近郊に残る自然遺産となっています。また、本市に自生する赤い花をつける県指定天然記念物「豊明のナガバノイシモチソウ」は、日本固有の新種で非常に珍しく、他の「ナガバノイシモチソウ」とも異なり、toyoake を冠した学名がつけられています。

このような希少な動植物の生息・生育地となる緑を後世に残していくため、行政のみならず、市民・市民団体、学校等との協働による保全活動や環境学習を進めていきます。

(2)二村山緑地の保全

都市近郊の里山である二村山緑地は貴重な動植物が生息する自然環境と、豊かな眺望を誇る景勝地、そして鎌倉街道に代表される歴史資源を併せ持つ、市を象徴する里山です。このような貴重な緑地について、本市では平成 4 年 2 月に都市緑地として都市計画決定しており、保全に努めています。

また、良好な里山を保全していくためには、下草刈りや間伐といった人の手による適切な管理が欠かせません。このため、市民団体との協働により、緑地の保全活動を実施します。

なお、二村山緑地については、都市計画決定後 30 年以上に亘って未整備の状況が続いていることから、整備手法の見直しも含めて引き続き検討を行います。

このような都市近郊の里山を保全していくことで、温室効果ガスの吸収源の確保、地域活性化や生物多様性保全等の様々な地域課題の解決にもつなげていきます。

1－2 農地の保全

(1)優良農地等の保全

市街化調整区域内の優良な農地や一定規模以上のまとまりある農地は、生産環境のみならず、良好な景観や田んぼダムなどの洪水調整機能を有しているため、農業振興地域整備計画等によって引き続き、保全していきます。

また、市の農地バンクの活用等により、意欲ある農業者への農地集積・集約化を推進します。さらに、農業委員会協力のもと、農地パトロールによる遊休農地等の発生防止に努めます。

(2)都市農地の保全（生産緑地地区制度等の活用）

都市農地は農産物の供給だけでなく、火災の延焼遅延や洪水リスクの軽減、まちなかのヒートアイランド現象の緩和等、都市に潤いをもたらすものです。都市農地は良好な都市環境を形成するものとして、市街化区域内の農地についても保全に努めていきます。

1－3 水辺環境の保全（河川、ため池）

(1)河川の水辺環境の保全

本市の河川や水路については、治水対策のために順次整備を進めており、気象状況の変化や県と流域市町が共同で策定する計画、本市の計画に基づき、総合的な治水対策を実施します。

(2)ため池の水辺環境の保全

本市には勅使池や若王子池などの多くのため池があります。農業用ため池として造成された池ではありますが、本市の防災対策の役割を担うほか、良好な都市景観の維持、野鳥等の生物の貴重な生息地としての保全、市民の健康増進や憩いの場となる親水空間として活用を図っていきます。

1－4 身近な緑地の保全

(1)民有地等における緑地の保全

宅地造成などの開発において、都市環境の維持・向上のためにまとまった緑地面積を確保するとともに、地区計画などの既存制度を活用しながら、緑地の保全と緑化の推進に努めます。

また、歴史文化資源と一体となった樹林地や社寺林等については地権者等関係者の理解と協力を得ながら、市民が気軽に自然に親しむことができる身近な緑として保全します。

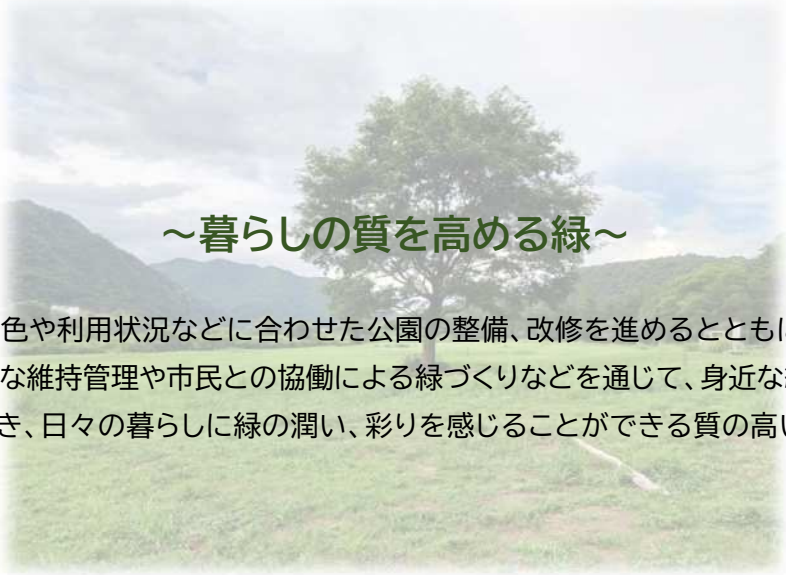
(2)市民緑地制度を活用した緑づくり

市と土地所有者が契約を締結して、市街地での貴重な緑を保全し、また地域住民が利用できる補完的な公園の位置づけとして、平成9年より都市緑地法第 55 条に基づく市民緑地契約制度を導入しており、現在、仙人塚市民緑地と西大根市民緑地の 2 箇所に設置されています。

この 2 箇所の市民緑地は、都市公園が不足している地区において、公園と同等の空間を創出する緑地として機能していることから、引き続き保全に努めていきます。

2 緑をはぐくむ

創出



～暮らしの質を高める緑～

地域の特色や利用状況などに合わせた公園の整備、改修を進めるとともに、公園・緑地の適正な維持管理や市民との協働による緑づくりなどを通じて、身近な緑に親しむことができ、日々の暮らしに緑の潤い、彩りを感じることができる質の高い緑をはぐくみます。

2－1 質の高い公園・緑地の創出

(1)拠点となる公園・緑地の魅力向上

本市を特徴づける公園・緑地等をより柔軟に使いこなして、様々な地域課題の解決のためにその多様な機能を発揮させていくことが必要です。

具体的には、まちの魅力や価値の向上に向けた公園の管理運営の推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の利活用、民間事業者による収益施設の設置による利便性の向上等を通じて、拠点となる公園・緑地の質の向上を図っていきます。また、さらなる利活用を促すため、多様な主体と連携し、管理・運営体制を構築していきます。

(2)身近な公園等※1の整備・機能再編・集約

市街化区域内における身近な公園等※1(整備予定を含む)の誘致圏カバー率※2は約 93.8%であり、市域全域では約 65.2%となっています。居住者の多い市街化区域では概ね充足していますが、一部、公園が不足している地域や身近な公園等の誘致圏が重複している地域もあり、今後は公園の量・質の両面からみて適正に配置していくことが課題です。

公園が不足している地域の公園等の整備については、生産緑地の活用などによる公園用地の確保を検討していきます。公園を改修する場合にあっては、ワークショップ等により地域住民の意見を反映し、地域ニーズに即した利用しやすい公園整備を進めます。

また、地域における利用者の年齢層やライフスタイルが変化してきており、これにともなって公園等に求める機能も変化してきています。一方で市内の都市公園の多くは昭和 40～50 年代に完成したものが多く、50 年以上経過し老朽化が進行しています。市の財政事情は引き続き厳しく、すべての更新施設を維持・更新を図っていくことは不可能です。

身近な公園については、各公園が立地する地域特性等を把握しながら機能の集約や再編を検討

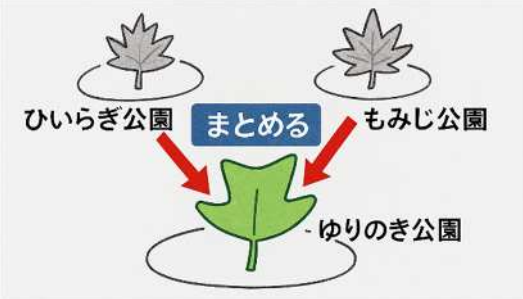
するとともに、市民との協働による利活用・維持管理などを通じて、身近な公園への愛着を醸成します。

※1身近な公園等：街区公園や近隣公園などの都市公園をはじめ、類似する機能を持つ児童遊園地やちびっこ広場などを含む

※2都市公園等の誘致圏が市域を網羅する面積割合

【配置の再編（集約化）】

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を**「まとめる」**。



［機能の再編］

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を**「みなおす」**。



図　都市公園の集約・再編イメージ

資料：都市公園の再編・集約化の促進　国土交通省　を一部改変

参考：都市公園等の整備状況

■都市公園等の整備状況

・市の都市公園の整備状況をみると、多くが市街化区域内に整備されています。

・市街化区域内においても土地区画整理事業などが行われていない区域などで一部都市公園が整備されていない地区もありますが、そういった区域においてもちびっこ広場や児童遊園地などが配置されており、実質的には身近な公園等として利用されています。

■市民一人当たり都市公園等の面積

・本市においては、現状で市民一人当たり都市公園面積は約 9.5 ㎡/人です。(市街化区域内の市民一人当たり都市公園面積は約 4.7 ㎡/人)。

・将来、土地区画整理事業で整備される予定の都市公園(4 箇所)を含めると、一人当たりの都市公園・補完する緑の面積は約 9.8 ㎡/人となる見込みです。

・さらに都市公園以外の補完する緑を含めると 12.5 ㎡/人と国の示す参考にするべき基準を達成しています。

■都市公園の整備状況

種別		箇所数	面積(ha)
幹住区公園基	街区公園	50	10.00
	近隣公園	8	14.21
	小計	58	24.21
特殊公園		3	37.21
広場公園		1	0.66
都市緑地		5	3.42
計		67	65.50

■都市公園以外の補完する緑

項目	箇所数	面積(ha)
児童遊園地	16	1.14
広場	3	5.18
ちびっこ広場	2	0.36
グラウンド	1	0.65
伝説地	1	2.20
墓園	1	5.80
都市緑地	1	5.80
計	25	21.13
合計	92	86.63

■人口一人当たりの都市公園等の面積(㎡/人)

項目	現状	将来
都市公園	9.5	9.8
都市公園・補完する緑	12.5	13.4

・都市公園等の面積
　現状：令和8年4月1日時点
　将来(整備予定4箇所を含む)
・人口
　現状：令和2年国勢調査(69,295 人)
　将来：令和 22 年(66, 401 人)
※都市公園以外の補完する緑における都市緑地は、二村山緑地のうち買収済みの面積を記載
※整備済みに令和8年度中に移管を受ける予定の(仮)寺池公園を含む
参考：都市公園面積の参酌基準：市街化区域内5㎡／人、都市計画区域内 10 ㎡／人

	面積（ha）	誘致圏面積（ha）	誘致圏カバー率（%）
市街化区域	708.3	664.5	93.8
市全域	2,322.0	1,514.4	65.2

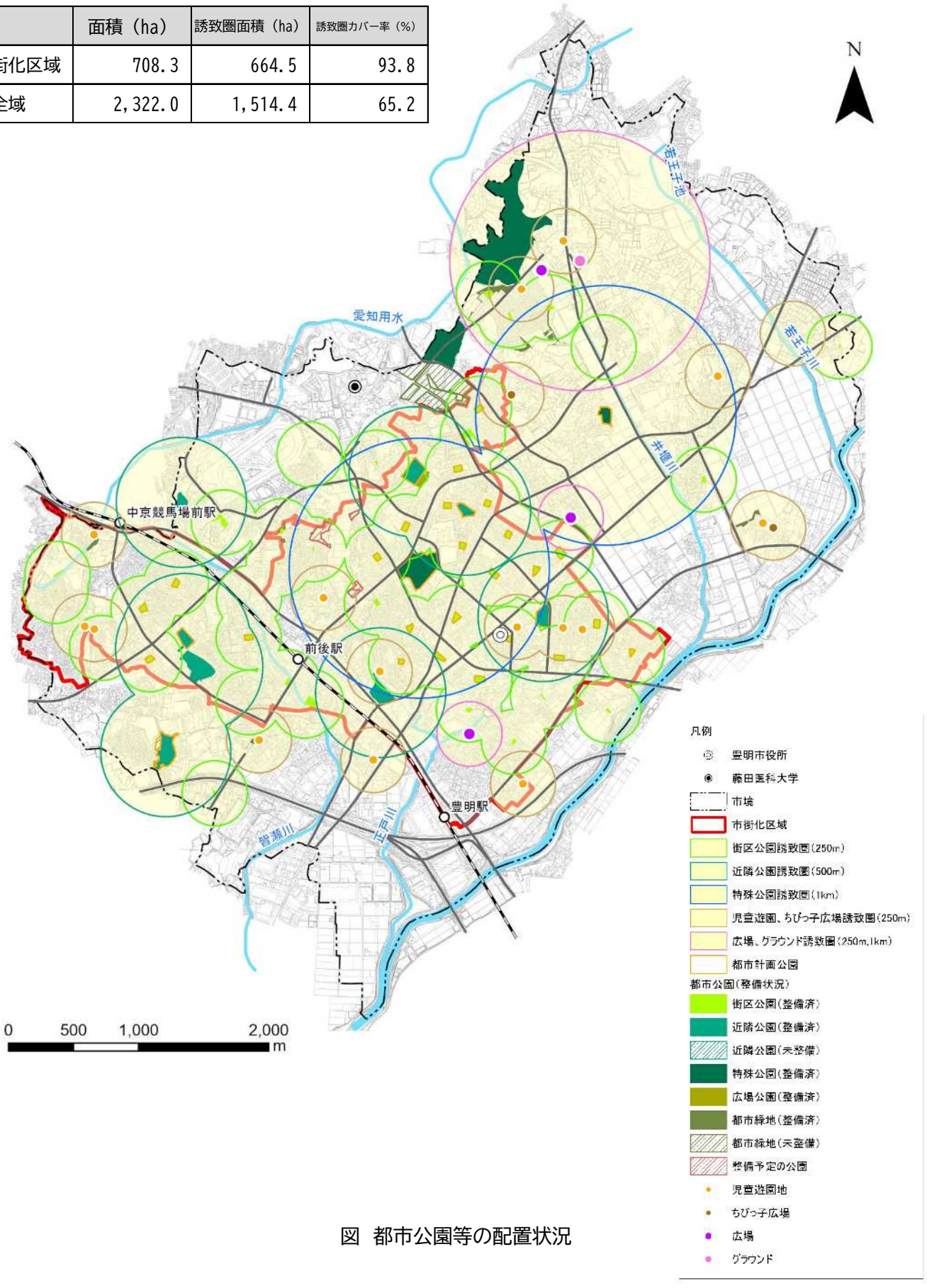


図　都市公園等の配置状況

2－2 街路樹の適正な維持管理

(1)街路樹の適正な維持管理

周辺土地利用と調和した道路空間を形成するため、住民の理解・協力のもと、それぞれの地域の景観に配慮した効果的な管理を進めていきます。街路樹は景観だけではなく、快適な回遊空間の創出や、都市の暑熱対策やヒートアイランド現象の緩和、延焼防止機能など多様な機能を有しています。街路樹が多様な機能を発揮できるよう、生育環境の維持、改善方法を検討します。

一方、一部の街路樹では高木化・老木化による倒伏や落枝の危険性、交通安全上の支障となる木や枝、根上がりによる通行障害なども見られるため、安全性を確保するための街路樹の維持管理方法や今後のあり方などについて検討を進めます。

2－3 民有地・公共用地での緑化推進

(1)民有地の緑化推進

本市では、公園緑地の整備や緑地保全・都市緑化の推進に努めてきましたが、市街地の多くの部分を占める民有地の緑の減少により緑の全体量は減少しています。

このため、都市の緑の保全・創出・活用を一層推進するため、助成制度の活用や緑化木の配布等により、民有地の緑化推進を支援します。

(2)公共用地の緑化推進

市役所などの公共施設や公共空間等において、緑地の確保や緑化を推進し、良好で緑豊かな環境を創出します。また、市内の道路や公園などの公有地において花いっぱい運動やフラワーボランティアといった市民参加による植栽、樹林地整備、ビオトープづくり等の緑づくり活動、体験学習又は都市緑化の普及啓発を実施します。

このような公共施設や公共空間等において、緑化を推進することで、都市の暑熱環境の緩和や温室効果ガスの削減にもつなげていきます。

2－4 市民との協働による緑づくり

(1)フラワーボランティア制度の推進

本市では、平成 25 年度よりフラワーボランティア制度を導入し、フラワーボランティアと連携協力しながら公園や駅前広場等の公共空間を花で彩り、美しい景観や地域の憩いの場を創出する取組として、ボランティア活動を支援しています。

ボランティア登録者の高齢化や新規登録者の減少等が課題であるため、今後は課題解決に向けて広報活動の強化等に取り組みます。

(2)花いっぱい運動の推進

本市では、平成 11 年度より行政区が主体となって公園や道路等の環境美化活動(花いっぱい運動)が行われています。

花いっぱい運動を通して快適な生活空間を形成するとともに、住民同士のコミュニケーションや地域への愛着心、緑化推進に対する意識を育むことを目的として、引き続き行政区を支援していきます。

(3)緑の募金活動の推進

森林整備、緑化の推進などの取組に対する市民の理解を広めるとともに、市全体による緑化等の取り組みを推進するための募金運動を推進していきます。

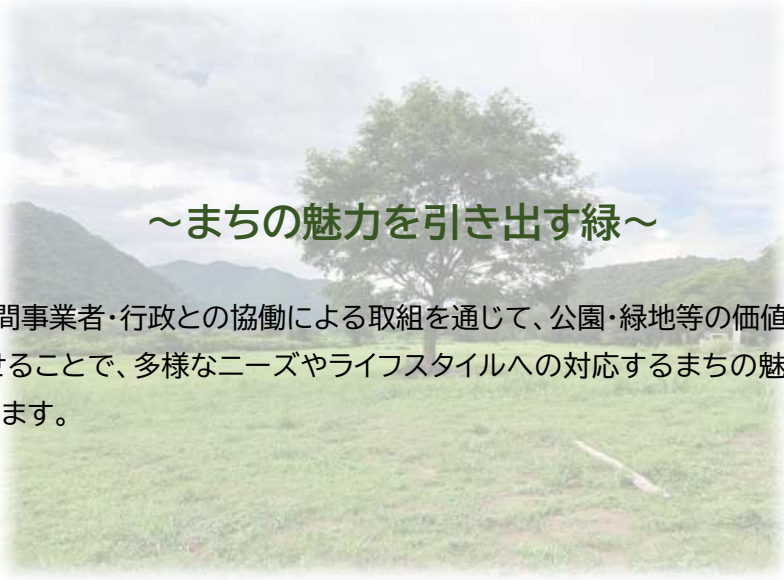
(4)市民と共に愛着を持って育む公園づくり

指定管理者等の民間事業者と市民ボランティアの協働により、愛着をもって緑・公園を育むとともに、市民ニーズに応じたイベントや講座開催、利活用の促進等、公園の柔軟な運用を検討します。

また、指定管理者等の民間事業者は市民が愛着を持って緑・公園づくりに参加できるよう、ボランティアの育成や支援に取り組みます。

3 緑をいかす

活用



～まちの魅力を引き出す緑～

市民・民間事業者・行政との協働による取組を通じて、公園・緑地等の価値を最大限に発揮させることで、多様なニーズやライフスタイルへの対応するまちの魅力向上に緑をいかします。

3－1 居心地の良い都市空間への活用

(1)居心地の良い都市空間への活用

都市環境に緑を活用することで、花や緑とのふれあいによるストレス軽減や健康増進効果、居心地がよく様々な活動ができる滞在空間となり、多様な人々が集まるコミュニティ形成効果、防災拠点の確保、身近な生物を育み、環境教育の場となるなど多様な効果が期待できます。

このような緑の力を活かして、駅前広場や道路空間などのまちの拠点や軸となる空間に積極的に緑を活用することで、居心地の良い都市空間を創出していきます。

3－2 交流・賑わい事業への活用

(1)歴史文化振興・観光振興への活用

本市には、国指定史跡の桶狭間古戦場伝説地や沓掛城址をはじめ、多くの歴史文化資源が点在しています。これら貴重な歴史文化資源は都市の魅力となることから、これらの歴史文化資源の保存及び利活用を促進します。

また、多様な媒体による情報発信などを進めるとともに、市内での交通利便性の向上を図り、定期的にイベントを開催する等、交流・賑わい空間として市内の公園や歴史文化資源の活用を推進します。

(2)多様な主体による交流促進への活用

都市の魅力を高めるため、市民や市民団体、民間事業者が自発的な活動をできるよう支援していくとともに、市内外から人々が集い、交流する賑わいづくりに緑を積極的に活用していきます。また、このような緑にふれる機会の増加は、緑への興味関心を高め、関わる人を増やすことへつながり、ひいては緑をはぐくむ取組への参加を促すものと考えます。